

■景観計画区域：新白河駅周辺地区 景観形成基準

項目	景観形成基準
建築物	<p>建築物の高さは、南湖公園（千世の堤）を視点場とした那須連峰への眺望を保全するため以下のとおりとする。</p> <p>【転坂地区】</p> <ul style="list-style-type: none">●15mを超えない高さとする。 <p>【高山地区】</p> <ul style="list-style-type: none">●20mを超えない高さとする。 <p>【国道289号西地区】</p> <ul style="list-style-type: none">●40mを超えない高さとする。 <p>【新白河駅前地区】</p> <ul style="list-style-type: none">●45mを超えない高さとする。